

第三十八回国会 地方行政委員会

議 錄 第二十五号

(四二五)

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事金子 岩三君 理事田中 榮一君

理事中島 茂喜君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事太田 一夫君

理事川村 繼義君 理事阪上安太郎君

小澤 大郎君 大沢 雄一君

仮谷 忠男君 久保田円次君

田川 誠一君 富田 健治君

永田 亮一君 前田 義雄君

佐野 慶治君 二宮 武夫君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 安井 謙君

自治政務次官 渡海元三郎君

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長) (税務局長)

自治事務官 後藤田正晴君

議員 大村 裕治君

(大臣) (税課長)

自治事務官 鎌田 要人君

(税務局長)

自治事務官 山本 力藏君

(全国) (考収人)

組合中央会 参事会 森川 武門君

専門員 圓地與四松君

事務局 参照人

法律案 地方交付税法の一部を改正する

法律案 地方交付税法の一部を改正する

法律案 地方交付税法の一部を改正する

法律案 地方交付税法の一部を改正する

四月十九日

委員亀岡高夫君辞任につき、その補

欠として福永一臣君が議長の指名で

委員に選任された。

四月十九日

地方交付税法の一部を改正する法律

案(川村継義君外九名提出、衆法第

二六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六三号)

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案(内閣提出第一三七号)

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五八号)

地方交付税法の一部を改正する法律

案(川村継義君外九名提出、衆法第

二六号)

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律

(内閣提出第一六三号)

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案(内閣提出第一三七号)

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五八号)

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案(内閣提出第一三七号)

地方財政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五八号)

後進地域の開発に関する公共事業に

係る国の負担割合の特例に関する法

律案(内閣提出第一五八号)

地方交付税法(昭和二十五年法律
第二百十一号)の一部を次のように
改正する。第六条中「百分の二十八・五」を
「百分の三十」に改める。する質疑は後日に譲ることといたし
ます。

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方
交付税率の引上げによって交付すべ
き交付税の配分を適正にし、地方
団体の財政力を充実する必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

理由

また本年度は、国税三税及び地方税
の增收も相当に期待できるのでありま
すが、それは地方団体によつて大きな
格差があります。毎年度地方財政上の
問題となつております住民の税外負担
の解消、後進地域開発に必要な財源確
保及び財源偏在に伴う財源調整の問題
等を解決するには、地方行財政制度
に幾多検討を加える必要があるものと
考えられるのであります。が、産業基盤
の整備をはかり、行政水準の向上と地
域の格差を解消するには、当面、地方
交付税の交付税率を引き上げることに
よつて、交付すべき交付税の配分を適
正にし、急速に、地方団体の財政力を
充実することが緊要と考えるものであ
ります。

理由

以上の趣旨によつて、交付税法第六
条の税率を三〇%に改正して交付税讓
与額を増額するため本法案を提案いた
しました。慎重御審議の上、

理由

本案に賛成の諸君の起立を求め
ます。○濱田委員長 まず提出者より本案の
提案理由の説明を求めます。川村継
義君。○川村(継)議員 私は、日本社会党を
代表いたしまして、ただいま議題とな
りました地方交付税法の一部を改正す
る法律案の提案理由を御説明申し上げ
ます。

○濱田委員長 以上をもちまして提案

理由の説明は終わりました。本案に關
する質疑は後日に譲ることといたし
ます。する質疑は後日に譲ることといたし
ます。○濱田委員長 次に、後進地域の開発
に関する公共事業に係る国の負担割合
の特例に関する法律案及び地方財政法
の一部を改正する法律案。以上の両案
を一括して議題といたします。兩案に関する質疑は前会において終
局いたしております。これより討論に入る順序であります
が、討論の申し出もありませんので、
直ちに採決に入ります。まず、後進地域の開発に関する公共
事業に係る国の負担割合の特例に関す
る法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求め
ます。○濱田委員長 起立総員。よつて、本
案は全会一致をもつて原案通り可決
すべきものと決しました。次に、地方財政法の一部を改正する
法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求め
ます。

○濱田委員長 以上をもちまして提案

理由の説明は終わりました。本案に關
する質疑は後日に譲ることといたし
ます。

日本社会党及び民主社会党の三派共同
提案にかかる附帯決議を付すべしとの
動議が提出されております。

まず、本動議の趣旨説明を求めます。前田義雄君。

○前田(義)委員 三派共同提案にかかる後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律

まず附帯決議の案文について朗読を
います。

いたします。

法の意図する地域格差の是正を達成するため、それぞれの適用団体において

う配意する上止もこ、開発指定事業
ける開発が総合的効果をあげ得るよ

の決定に際しては、とくに左記事項の実現をはかるべきである。

一、災害関連事業並びに海岸保全施設整備事業及び湖岸堤防整備事業

警備事業及び消防整備事業について、事業費の額による制限を加え場合ございと、そつ

限を加える場合においても、額は最小限度に止めること。
河川事務所によれば、河の

河川事業は、いわては、小規模河川改修事業をも対象事業とするこ

一、砂防事業、治山事業及び地すべり

り対策事業については、適用河川水系及び準用河川水系にかかるも

のをすべて対象事業とすること。
右決議する。

以上述べました案については、各委員より十分御意見が申し述べられて、

互いに了解するところと考えられますので、この際全員の御賛同をお願いいたしたいと存じます。

げたいことは、本事業配分につきましては、政府はその団体の実情に即するよう特別に考慮をしていただきたい。また事業費の額による制限、対象事業等につきまして、国の負担については、いろいろ論議の過程において政府の考えておられるところは推察できるのであります。私どもいたしましては、そのような額によっては後進地域の開発はできがたいものと考えるのでございます。特に國の負担について増額を十分に配慮して、互いに意見の交換のときになさいましたような額でなく、十分な國の負担を配慮せられるよう、この際特に加えて申し上げておきたいと思います。

○濱田委員長 以上をもちまして趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱田委員長 起立総員。よって、本案は附帯決議を付することに決しました。

この際委員長として、私から本附帯決議について政府当局の御所見を求めてみたいと思います。

特にただいま前田委員から趣旨説明のありました点でもあります。本附帯決議の特に第一項にあげてあります災害関連事業等の事業費の額による制限についてのことです。これまで本委員会でも審議の間において最も限度の額につきましては、あるいは三千萬とか少なくとも五千万とかいうような、各委員からの強い要望が出ておりましたので、特にそういう点について自治大臣からも御所見をこの際承

りたいと思うのでござります。

○安井国務大臣 本法律案に対しましてたゞいま附帯決議が議決されたのであります。また決定されました決議案の御趣旨につきましては、私ども十分にその趣旨を尊重いたしまして、極力実現に努力するようにいたしたいと存じております。

○濱田委員長 次に、お諮りいたします。

すなわち、ただいま議決をいたしました両法律案に関する委員会報告書の作成に關しましては、先例により委員長に御一任を願いたいと存じます。これにて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

午後一時より再開することとして、これにて休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後二時十四分開議

○濱田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案に關して参考人より意見を聽取することといたします。本日御出席の参考人は、全国町村会長山本力藏君、全国農業協同組合中央会事務森川武門君、以上のお二人であります。

参考人各位には、非常に御多端のところ、本委員会の法律案審議のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。地方税法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせ願えればまことに幸いと存じます。

なお参考人の御意見は、初めにそれぞれ二十分程度にとりまとめて御発表をお願いをいたしまして、次に委員各位よりの質疑によりお答えをお願いいたしたいと思うのでございますから、よろしくお願ひいたします。

それでは初めて山本参考人よりお願ひをいたします。

○山本参考人 私、金國町村長の山本でございます。本日、本委員会におかれまして御審議中の地方税法の一部を改正する法律案につきまして、参考人としての意見を求められましたので、簡単に意見を申し上げてみたいと思います。

結論から申し上げますと、御審議中の法律案につきましては、すでに国税制調査会の答申が昨年末に行なわれまして、大体その趣旨を尊重されおります。以来政府並びに自民党において、相当長い間慎重に御審議されておられたのでございます。私どもいたしましては、非常に町村に至大な関係のある法案でございますので、一刻も早く原案通り御決定をいただきたいというのが結論でございます。

しかば、その内容について申し上げますと、今回の改正法律案の趣旨には、地方税制の主性を強化するため、国税改正の影響が自動的に地方税に

に及ばないような措置がとられまして、住民税の課税方式の改正が行なわれてることにはまことにありがたいことでございまして、心から賛意を表すのでございます。また国税の減税に対する対応いたしまして、できる限り減税を行なうことを建前として、大衆負担の軽減合理化のために、遊興飲食税、電気ガス税等の軽減措置が行なわれることになっておりますが、これらにつきましては、従来私どもいたしましては、地方税の改正は、現在におきましても、國、地方を通ずるところの税源の配分あるいは税制の根本的改正が審議中でございますので、この過程におきまして、一部こういう県市町村の固有の財源を減らすということにつきましては忍びないことではございまして、実施を全面的改正まで見送つていただきたいということを希望したのでございますが、その後のそれぞれの御審議の結果におきまして、住民の税負担の軽減、国税の減税と呼応して零細な地方税を減免するという御趣旨でございましたので、今回はこの点につきましてやむを得ないと同意をするものでございます。

治体をいたしましては非常に心配しておるのでござります。当初申し上げました通り、ぜひとも一日も早く原案通り決定していただきたいと存ずるわけでございます。

次に意見を申し上げさせていただきたいと存じますのは、地方財政の現況が非常によくなつたということを申しておりますが、特に町村の行政水準はそれほどにはまだ参つております。地方自治の機能を十分に發揮するにはほど遠い現況にあるのでござります。

特に文教施設、道路、住宅、環境衛生施設、社会福祉等の諸施設はきわめて低水準にございます。住民の福祉の向上を期するためには、地方税源を充実し、地方財源の確立をはかることが緊要でございます。目下この点に関しては税制調査会においても、国、地方間の税源配分の適正化を審議することになつております。これらの結論が出ようと思いますが、私どもは、この結果と相待つて今後私どもの期待する税制改正が行なわれますように望んでおるのでございます。

さらに今回の改正に関係ございます住民税でございますが、一般の国等におきましての税収は、所得税等の増加が非常にあるのでござりますけれども、ことに町村におきますところの住民税というものは、所得税の減税に伴いまして年々減少しております。例を私の町にとりましても、昭和三十一年度の町民税に比較いたしまして、十五年度の実績におきましては九四%で、一般は相当伸びておるのでござりますが、だんだん減っております。しかも事業所得者等の納稅義務者の数も非常に減少しておる。従つて給与所得

者と事業所得者の負担のアンバランスがだんだんきておるというようなな傾向にございます。また同じ事業所得者のうちでも、青色申告者と白色申告者のとのアンバランスが目立つておるのでござります。私どもいたしましては、町村とという狭い地域社会の中だけに、住民相互間の負担が不均衡であることは耐えられないところでございます。われわれはかねてよりこういう意味におきまして、青色申告者の専従者の控除が拡充は住民税に適用されないことを強く要望しておりますのでござります。いわんや、今回の所得税の改正によりまして、白色申告者の専従者の控除が行なわれることになりましが、今回の地方税法の改正におきましては、この影響を住民税に及ぼさない正の影響を及ぼさないでござりますけれども、御審議の会までの過程におきまして、白色申告の専従者控除を住民税に及ぼせ、特に農村の農民の納税の現況からいきましてはすべきだというような御意見があつたよう伺うのでござります。私もいたしましても、自分の町村の住民の税負担を軽減するということにつきましてはやぶさかないでござりますが、しかし住民税の現況からいきまして、市町村の税は固定資産税に及ぼすとしたならば、私の町でかりに算定してみますと、農業所得者の所得というものは、全体の数からいきますとほとんど

にひとしいことになります。従つてこ
とに農村部面におきましては、住民税
というものはほとんどないにひとしい
形態になると思のうでござります。
住民の税を軽減したいという気持はわ
かりますが、われわれの自治体といた
しましては、国と違いまして住民から
のいろいろな強い要望がござります。
現在の住民は住民税の八割くらいの税
外負担をしております。昭和二十四年
に本町村委会におきまして税外負担の実
際の調査を行ないましたところが、大
体住民税の八割に相当する税外負担を
行なっております。昭和三十四年度で
推定百二十五億の税外負担を町村だけ
で行なわれておるのでござります。こ
ういう状況から見まして、現在の段階
におきまして住民税を存続させるなら
ば、白色申告の遮断ということは私は
当然だと存するわけでござります。こ
ういう点で、特に白色申告が住民税に
影響を及ぼさないということは、今後
におきましても十分お考えを願い
たい、かのように考えるわけでござい
ます。

PTA、土木事業その他に関する税外負担をかけております。地方税、特に市町村の税の減税を行なうならば、これらは税外負担をまず解消するといふことが最も大事なことであろうと私は思います。現在町村におきましては住民の要望が非常に多いのでございます。なるほど税負担の軽減は望んでおりますけれども、それよりも強いのは、住民が望んでおる最低必要な施設を多少負担は出しても作つてもらいたいということであります。その例は、私どもは自分の町におきましても、こういう立場にありますので、税外負担を極力押えておるのでございまが、本年度ごく最近、私の町は利根川等で水泳いたしまして相当溺死者ができるので、プールを作つてもらいたいということで、町に要求が昨年ありました。しかし、現在の財政ではできないと申しあげましたら、一週間ほど前に百四十万の寄付を持って参りまして、これをもつてぜひ作ってくれというような強い要望がございました。さような意味におきまして、最低必要なる施設というものに対しても住民は進んで負担を納めるというものが現在の町村の財政事情では常態でござります。

固定資産税、電気ガス税等についての非課税規定の整理合理化を進めていたが、だいたいということをお願いする次第でございます。なお、法人税の非課税につきましてはいろいろ御意見があつたと思いますが、このままではいろいろ御意見があつたと思いますが、いわゆる公益法人といつしましても、収益事業を営む以上は、他の法人と同様に当然課税してよいもの、かように考えておるのでございます。

次に、地方公共団体の行政内容はきわめて複雑多岐でありまして、財源特に自主財源がきわめて貧弱でございます。特に町村におきましては、年々歳入に対しても、税の占める比率が下がつて参ります。三十四年度の実績によりましても、三十三年度に比較いたしましてやはり相当下がっております。そこで特に今後の町村が大きな課題を持っておることでございます。現在国が最も重点的に考えておりますところの、農業基本法を作りまして、ここで特に今後は大きな課題でございますが、これはあくまで町村が物心両面の努力をしなければできない問題でございます。従いまして、今後これらの方策需要は非常に大きい。現在私の町で例を申しますと、総予算はわずか一億二千万くらいでございますが、産業経済費が一千二百万円でございます。大体住民税と同額くらいでございまして、その総金額のうちの二百八十万が営業者に回っておりますが、その他は全部農村に対する補助金その他でござります。しかも営業者の二百八十万のうちの二百万は融資からの二百八十八万方のうちの二百万は融資に対する預託でござりますから、実際は

営業の方には八十万くらいでござります。その他はほとんど農村地帯の経費でござります。たとえば今度私どもは新しい村作りのために——農協がきわめて貧弱で、五つの農協がござりまするが、すでに二つが数年前に破産に陥りましたので、再建整備でこれに町から利子補給いたしまして、立ち直っておりました。が、今後新しい農村の近代化をはかり、りっぱな自活農家を作るときまして、二、三年前から合併を推進同時に、共同化、協業化をはかるためには、農協を統合して、りっぱな農協を作らなければならぬという立場におきまして、合併を推進しておったのでございますが、なかなか配慮をし、今後の育成に努力するといろいろ問題がございましたが、助成を行なって、そうして合併するといふことにきまりまして、三月の十五日に決議いたしまして、五月から発足するという事になつております。農協の合併とか、あるいは団地養鷄施設に対する利子補給、また養豚の共同經營、これららの施設に対する利子補給とか、土地改良に対する利子補給、こういうのは地方財政計画で町村に認めておられた分でございます。また三十四年度の私どもの実績といたしましても、産業方面の助成に対する金額が多いという意味でございます。こういう点で町村におきましては今後新しい村作りに對する財政需要がたくさんござります。従つて私は、農民といたしまして

もう、多少の税はがまんするから、むろこういう点に町は大いに物心両面の努力をしてくれ、援助をしてくれなど、うことが農村の実情でございます。そういう点につきまして、今後税制改革等の際には十分考慮していただきたいと存する次第でございます。

幸い國、地方を通じて税源配分の適正合理化をはかりつ地方税制の根本的な検討を行なうということが税制調査会の今後の日程に上っているのですあります。この場面におきましても、もどもは地方財政の確立、自主性の確立ということにつきまして十分お願いいたいと存じますが、今後政府、国会においても、地方の行政水準の引き上げをはかり、特に農山漁村の経済開発、振興のために強力なる促進方針をお願いする次第でござります。

まことに要領を得ないと存じますが、以上をもちまして御審議中の本案に対しまして、御賛成するばかりでなく、一刻も早く成立をお願いをして、私の公述を終わりたいと思います。(拍手)

○濱田委員長 どうもありがとうございました。

次に森川参考人にお願いします。

○森川参考人 私、全国農協中央会の森川でございます。今般の地方税法の一部改正にあたりまして、私は住民税につきまして税を納める農業者の立場から、次に住民税と事業税につきまして、農業協同組合、漁業協同組合、森林協同組合、生活協同組合等の非営利団体、特殊法人の立場から意見を申し上げたいと存じます。

最初の農業者の立場からする地方住民税のこととござりますけれども、今

回の国税、地方税を通ずる税法の改正のもとになりました税制調査会の答申によりましても、個人事業者の家族労働報酬の取扱いを改正いたしまして、白色申告に新たに専従者控除を認めるということになりました。國税におきましてはこれが必要経費ということになります。この趣旨は、農業等個人事業においても、特別な青色申告のような記帳をしておらなくとも、家族労働に対する報酬、給与というようなことから、すなわちこれは肥料代や農薬代と同じように、農業經營上必要な経費であるという点を、その本筋を認めたものでございます。従つて、國税でそういうような考え方で専従者控除が行なわれますれば、当然地方税におきましても、その筋を通して控除をすべきであるというふうにわれわれは考えておるのであります。從来青色申告ばかりを非常に優遇しておった。そして白色申告に対しては非常に不利であったというようなことから、御承知のようにいろいろ恩恵をめぐらして擬装法人を作る。法人になれば非常に有利であるからということで、擬装法人を作るということが非常に多かったのでござります。そういうような税をのがれるために擬装するということは非常に好ましくないことございまして、私どもいたしましては、記帳するせぬということの前に、税というものに対する本質的な考え方を明確にすべきである。すなわち國税、地方税を通じまして専従者控除というものをぜひ実現すべきであるということを、農業団体を始め中小企業団体が長年にわたって主

ようやく曲がりなりにも國税において認められたということをございます。そしてまた今回の税制改正にあたりまして、地方税につきましては、事業税についても専従者控除を認めておるのをございます。ところが住民税の所得割につきましてはこれを認めないとすることは、ただいま申し上げました税の本筋からいきまして非常に不合理である。農民に及ぼす影響は非常に重大であるというふうにわれわれは考えておるのであります。せひとも筋を通しまして、国税、地方税を通じて専従者控除を白色申告の場合におきましても認めるべきであるというふうに私どもは強く信じておるのでございます。

もしもここで専従者控除を住民税の所得割に適用しないということになりますと、税制改正の基本方針である中小所得者の負担軽減ということには反しまして、大多数の農家に対しては減税とならずに、かえつて増税となるということをございます。これは非常に看板に偽りがあると言われても仕方がないと思うのであります。最近の税制の改正によりまして、国税は確かに逐次軽減をされてきておるのでござりますて、昭和三十四年度の実績では所得税を納める農家は四十万戸でありまして、全体の七%でございます。その他の大半の農家は所得税ではありません。しかしながら大多数の農家といえども、地方税あるいはその他の公租公課というような負担は年々多くなつておるのでございまして、現在の大多数の農家の租税なり諸負担の比率を見ますと、これは昭和二十四年の農家経済調査でござりますけれども、全体を一

て、積立金——内部留保が出資払い込み総額の四分の一に達するまでは非課税という特別措置ということで認められておるのであります。しかしながら、生活協同組合におきましては、すでにもう昨年の三月で期限が切れおる農協と漁業協同組合におきましても、整健完了をすればそれはもう期限が切れてなくなるということになるのであります。私どもはそのような措置の事情は解消しても、措置がとられるに至ったところの、ただいま述べましたところの、これら各種協同組合の国民経済に果たすところの役割についてはいささかも変わつておらぬ。むしろ農業基本法なりあるいはその他国民経済の発展につれて、この役割はますます大きくなるのであるからして、ぜひ一つ非課税の原則をここで確立していただきたいということを常々も要請をしてきておるわけでござります。

うふうに考へておりますが、そういう点に對しても、そういうよろづことが強調されておるのにもかかわらず、これに課税をするということは、これまで矛盾ではないかといふうに、私どもは考へておるのでありまして、この点については国税におきまして強く主張をしております。しかし地方税におきましては、そういう整備といふう特別措置とは關係なくして、地方に行けば、われわれのこの農業協同組合等各種協同組合の組織が、地方あるいは町村といふものとの関連が非常に密接でありますからして、そういう措置とは別にそれを育成強化する、そぞろてその健全な発達を促すという意味でありますからして、そういう措置とおきまして、現在のところ、払い込みによって、この税法の改正におきまして、國税とは關係なくして非課税にするということになつておるのであります。しかるに今回の税法の改正におきまして、この四分の一まで云々という非課税の原則を取つ払つてしまつて、國税に現在あるところの整備をやつておる組合に対し、國税において特別措置のある限りこれに準ずる、これを非課税にすることに對して、四分の一を取つ払つて課税をしようということは筋が通らぬではないか。それからまた事業税においてもしかりであります。事業税におきましても同じよう非課税になつておる。それを取つ払つて、今まで取らなかつたものから税率を取ろう、増税をしようということになります。従つてこれは何としないましても減税人々と言つておる時

代に、逆に増税をやろう、ただいまある申し述べましたように、特殊な使命を持つたところの協同組合から税金を取るというようなことは、どのような点からいきましても筋が通らぬではないか。ぜひ今回の税法の改正にあたりまして、四分の一まで云々は今まで通り住民税におきましても、事業税におきましても非課税にするというふうにやつてもらいたい。そうしてわれわれはやがて国税にもはつきりその原則を打ち立てていくべきである、こういうふうに考えておる次第でござります。

以上簡単でありますけれども意見を申し上げました。これはわれわれ農業者、その組織であるところの協同組合の主張であるとともに、要請でもござりますので、よろしく一つ御審議をお願い申し上げたいと思います。(拍手)

○濱田委員長　どうもありがとうございました。

以上をもちまして参考人の御意見の開陳は終わりましたが、質疑の通告がありますので順次これを許します。太田一夫君。

○太田委員　最初に山本参考人にお尋ねをいたします。

あなたはこのたびの改正原案に対して、原則として原案賛成、ぜひともこれを通してほしい。しかもなお四月の末になって通らぬというのはまことにもって奇怪千万だというようなお話をあり、その中の非課税の整理はまことに当を得たものであるというような御意見を立てていらっしゃったのであります、これを通してお聴いたしますと、あなたの御意見は、地方歳入を強固にするためには増税という政策が最もものであって、減税というのほ地

○山本参考人 お答えいたします。私もどもといったとしても、あえて減税に反対するわけではございませんが、現在の地方財政の実情からいたしまして、減税する余地が困難でござります。特に地方の行政水準からいきまして、住民の希望に沿うところの必要な施設はする義務がございます。そういう意味におきまして申し上げておるのでございまして、自治体がよくなればね、住民の負担はどうでもよいという観念ではございません。以上でござります。
○太田委員 そういうお考え方とするならば、道は幾多あると私は考えます。地方自治体の行政水準を上げ、あるいはまた財政を強固にするということが目的でありますから、その目的のためにには幾多の方法があるわけです。たとえば地方交付税を三〇%にして、そして交付税の配分を高めていく、こういうような方法、財源の再配分、調整という大問題もあるわけです。だから現在出されております地方税の改正法案というのは実はこそく的な方法でありますし、現行の地方税体系に基づいて、その中からどうするかという、まさにいわばこそく的な、応急措置といたしまして、町村会長となるならば、町村会という非常に大きな勢力を有する自治団体の代表として、住民に対する思いやりと、その住民に対するサービスと、いうようなものであると考えられるのであります。あなたは少なくとも肩書きに示されております通りに全国町村会会长となるますが、その辺はいかがなものでござりますか。

税のあり方を考えて、こうあるべきだ、こうしてほしいということを率直に披瀝される立場にあられると思うのです。だからそういう点から考えて、中央の税制と遮断された住民税方式は賛成である。遊興飲食税、電気ガス税は下がったが、これはまことに不本意であるけれども、まあ下がるものなら原案だからやむを得ない、非課税のものも整理されたのはいいことであるが、できるならば白色控除というようなものは、これは中央がとっても地方にとられると、いかに農民は所得が少ないかは知らないけれども、その農民から取り上げる住民税が減っては困るから白色控除はやめてほしい、やらないうことが望ましい、こういうようにおっしゃったのでありますて、これは私は非常に重大な影響があると思う。全国町村会会長としてあなたがしばしばいろいろなりっぱな書類、要請、陳情書をわれわれのところにお送り下さったこともよく記憶しておりますけれども、そういう立場から見まして、もう少しこの際、あなたの全體の立場は、住民に対するサービスと想いやりを中心として地方税法を見る、こういうものであるということを私は確認したいと思うのです。今あなたがおっしゃったことは、早くいうならば血も涙もないという感じが持たれるのですが、私どもは常に住民と一緒におりまして、住民の気持は一番私は知つておると思います。そういう冷酷なる気持で町政をあずかつておりましたならば、住民は一日も私を置くことができ

○山本参考人　ただいま住民に対して

ないと思います。将来國と地方との税源配分を考えまして、地方の自治体が自主性を高めて立つていくという場合におきまして、あるいは専従者控除は認めべきだというべきでなければ、それいかわるところの財源配分があり、住民税の形式もこれと変わつて実情に合つた方策に改められるという場合なら、あえて私は反対するものではあります。しかし、ただいま御発言通り、今回の改正は国税の減税に伴うところの当面の処置でございます。従つて、住民税というものを認め頗つている間は、この際は専従者控除を認むべきでない。先ほど申し上げましたが、非常な影響がないとするならば別でござりますと、農業所得に対する所得課税は、数字の上からはほとんどゼロになります。専従者控除を認め頗つている間にひとしいと思うのでございます。

私の町の農業所得の納稅義務者数は、三十五年で千六百一人でございます。

課税標準額は三億二千五百三十七万七千円でございます。まだこの農家一戸当たりの専従者の数がどのくらいか決定しませんが、かりに三人とした場合ありますと、課税標準額がゼロになります。全体の住民税は三割くらいになってしまいます。こういう急激なる財政の激減を及ぼす。しかもこれを穴埋めする処置は、國の方も予算が決定しております現在では、何らこれを処置することはできないのでございます。従いまして現在の場合は、どうしてもこれは減税しないという気持はございませんが、やはり住民にかわりまして共同の施設をしていくというような責任があ

る上は、私は断じて賛成はできないの

でございます。

○先ほど税の筋を通せという御意見がございましたが、國税と地方税はおのずと違います。地方税は地方自治の建前から自治体において当然きめるべきものでございまして、筋を通すということになれば國税の影響を遮断すべきだ。これが自動的に、國が減税するから直ちに地方団体の財政事情もかまわずに減税するということは、筋が通らないことだ。こう考えておるわけ

ござります。さような意味で、農民の負担力がないのに取ろうというような考

えは毛頭ございませんで、できるな

らば負担も軽くして、しかも仕事もた

くさんやつて皆さんに喜んでいただきたい。こういうのが私どもの希望でござりますので、どうか誤解のないようにお願いしたいと思います。

○阪上委員 関連して山本さんに伺い

ます。ただいまの問題ですけれども、

血も涙もないという言葉で大へん激高

しておられるようですが、太田さんの御質問になった趣旨はここにあるわけ

なんです。地方財政の一切を税でまか

なっています。ただ単に税の面だけを考えてどうこう立つて考えられなければならぬ問題で

ある。この矛盾を何とか解決するためにも、そういう方法が考えられる。

ただ単に税の面だけを考えてどうこう立つて考えられなければならぬ問題で

ある。この矛盾を何とか解決するため

にそれがでは所得格差是正といふこ

とにそれだけでは所得格差是正といふこ

○川村(継)委員 背色を認めてあるかと、これは白色申告の立場からすると、いわゆる不均衡という言葉で指摘できる状態が出てくると思います。地方財政、市町村財政に及ぼす影響といふものは大きいかもしませんが、それらは一応別にとつておきまして、このような形で青色申告の専従者控除を住民税に求めたならば、同様に白色も認めていくということが、やはり税のあり方としては正しいのじゃないか。それがまた住民の負担を均衡させる道ではないか、その減収になったところの措置は別にいたしまして。そういうふうにわれわれは考えるのでございまさが、あなたはそのようにお考えいただけないか。もっと逆に言いますと、あなたもおっしゃっておられるように、白色にやらぬならば青色もやらぬでくれ、はつきりこうおっしゃれば、私も何が筋が通るのではないかと思いますが、しかし国の減税政策その他の政策によって青色申告の専従者を認めたのですから、やはり当然白色申告も認めてやるという考え方方がいいのではないか、それだけ下の住民の負担が減る、また均衡もとれる、こう考えていただきたいと思うのです。そこで市町村に財政上それだけの減収というような困る問題が出てくれば、それはまた別の形でそれを十分考えるという財政上のあり方がよくはないかと思うのでございますが、もう一べん御意見を聞かしていただきたいと思います。

勝手な考え方でござりますけれども、色申告も及ぼさないでいただきたいと、いうのが考え方でございます。しかし全部私どもの要望通りにはいきませんので、今回の改正はやむを得ないと存する次第であります。

○川村(継)委員 関連でありますと、どうも失礼でござりますが、もう一つ会長さんの御意見を聞いておきたいと思います。今のお話の中に、住民税はあまり減税政策をやらないで、むしろそういう方策の前に税負担を解消することが先決であるというような御意見を承ったのでございますが、これはちょっとと奇異な受取り方をしたわけであります。今日われわれ国民の税負担は決して軽いものではないと見ておりまして、御承知の通り税制調査会あたりでは、國民税負担は国税、地方税合わせて二〇%程度にしなければいかぬぞと、いう御意見が出ておりますが、今日では二〇%をはるかにこえておる。そういうことやら、あるいは物価のいろいろの変動等によりまして、生活が楽でない者も多いわけでございまして、總じて税負担は決して軽くないと私たちには見ておるわけであります。そこでなるだけ住民の税負担を軽くしてやることが今日必要である。しかも税を軽くするという方向は、持てる者に対しても大きな恩典を見るのではなくて、なるだけ中小業者あるいは低所得者について減税という恩典が及ぶように考えることが至当ではないか、そのように思うわけでございまして、これはやらなければならぬ、またそれをやるべきである。ところが、そういう措置よりも税外負担をなくせと、いうようなことについての御意見は、ちょっとと何か割

り切れないと感するわけでございますが、かりに地方の住民の役場に納めております目に見えない税金というものが、驚くべき額でないといいまして、公租公課等を含めてP.T.A.の負担等も、含めて膨大な税外負担になつておるわけございますから、それはそれとして別の財政措置によって住民の税外負担を解消していく。と同時に、なるたけ税負担を軽くしていくという考え方には立つののがいいのではないかと私たちには思うわけであります。その点についてもう一度御意見を承つておきたいと思います。

れはよくわかつたのです。ただその方便としまして、現在ある税制は本年度はあまり大きくなぶらないでほしいということと、あなたがおつしやったことかと思うのですが、これを活字で伝えられるとがちょうど一致しますので、何だか町村と自治省がまさにぴったりといふのも、まことにもってわれわれには不思議に感じられたのです。われわれはその中で、自治省そのものにも、まとまつた御意見が出るまでには幾多の甲論乙駁の過程があつて、そうなつてしまつたということなどを仄聞いたいたしますと、なお政府の中にも良識的な意見もたくさんあるのだから、そういうものをこの際表面に出してほしいと思つておつたのです。しかし、大きく変更せずに地方財政を強固にして当面こうするという御意見ならば了承できるのですが、これははたしてどの程度の統計をおとりになつたのか、あなたのところの一つの特定の市町村の例をおとりになつたのではないだろうかと思うのですが、大体において一割くらい所得割の市町村民税というものは逐年ふえているのです。昭和二十五年度三百七十九億円、二十六年度三百八十六億円、二十七年度四百七十四億円、二十八年度五百四十五億とふえて参りまして、昭和三十一年度は三十年度に比べて四十六億の増加による五百四十四億円、三十二年度は五百六十四億円、三十三年度五百八十六億円、三十四年度六百一十二億円と、大体において一割といつ

てはどうかと思いますが、大きっぽいに減ったのがあります、この特殊な現象は別としましても、ふえておる。それからもう一つは、政府の唱えておる所得倍増の時代と今日の経済の情勢から見て参りますと、住民税が減ることはちよつと考えられない。減るとすればよほど特殊な例であります、その特殊な例に対してもまた別途補てんすべきである。この補てん説はあなたもおっしゃった。農民白色控除によつて七、八十億円の減収になるならば、なることがちよつと痛いのだから、白色控除というのではない方がいいとおっしゃつたと思ひますが、七、八十億程度のもので農民を泣かせることは、農民を事業者よりも中小企業者よりももつとみじめな立場に置かせて、本年度いさかも減税の恩典に浴さない立場に置くことはないだらうと、私どもは農民の立場を推しはかつて思うのです。ですから、その統計から見ますと、少し例示が片寄つているのではないかと思ひますが、全体としては徴収税額そのものは上がつてゐるのですから、この際白色専従を認めて、農民の要望にこたえてやるというのも、できれば、その穴埋めを政府が何か補てん方法を講ずるならばあなたもそれに賛成だと思うのです。補てんの方法を政府が考えてくるといふなら、その点はそういうことでございましょうね。

